

10月から予防接種法が変わりました

※インフルエンザ予防接種が10月1日から任意接種になりました。
 ・保育園・幼稚園・学校での集団接種がなくなります。
 ・希望する人はかかりつけの病院等で、行う事になります。
 ※その他の予防接種については、接種対象年齢等が平成7年4月1日から変わります。
 詳しい実施日時等は来年度の健康カレンダー・広報・該当者への個人通知でお知らせします。なお、小中学生は学校を通じてお知らせします。

税の プロムナード

財産を 相続したときの税

たとえば、法定相続人が3人なら、8,000万円までは無税になるんだ。



正味の遺産額が基礎控除額の範囲なら、相続税はかからないわけね。

●相続税の仕組み

相続税は、相続や遺贈によってもらった「正味の遺産額」が、「基礎控除額」を超える場合に、その超える額に対して課税されます。

つまり、正味の遺産額が基礎控除額の範囲内であれば、相続税はかかりません。

ご存知ですか？ 税を知る週間 11/11~17

行事項 会場	税の無料相談	中・高生の税に関するポスター・作文・標語展
図書館 南側	11/20(日) 午前10時～午後2時	
エイトピア2階ホール (八日市場)	11/18(金) 午前10時30分～午後4時	11/17(木)～21(月) 午前10時～午後8時
サンモール1階 タワーコート (旭)	11/11(金) 午前10時30分～午後4時	11/10(木)～14(月) 午前10時～午後7時30分

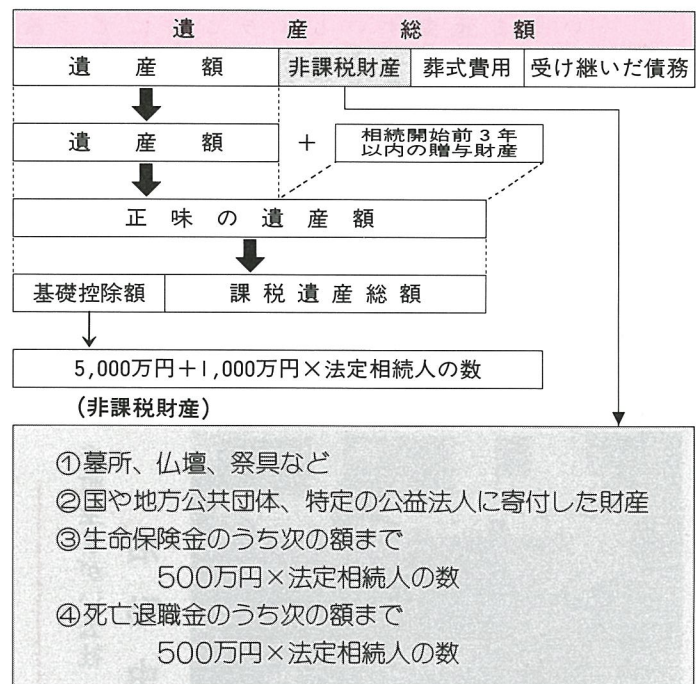
この社会、あなたの税がいきている

●年末調整説明会

日時 11月18日(金) 午後1時30分～4時
 会場 八日市場ふれあいセンター

●青色申告決算説明会

日時 12月8日(木) 午後1時30分～4時
 会場 役場第1・2会議室



(注)相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとなります。

●相続税の計算

課税遺産総額を法定相続どおりに分けたものとして各法定相続人別に税額を計算します。

問合せ 銚子税務署 ☎0479-22-1571
 役場税務課 ☎84-1211